

平成14年5月22日施行
平成19年5月6日一部改正
平成24年5月23日一部改正
令和2年6月15日一部改正

築港緑町町内会規約

築港緑町町内会

築港緑町町内会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、築港緑町町内会と称する。

(区 域)

第2条 本会の区域は、岡山市南区築港緑町一丁目、二丁目、三丁目の区域とする。
但し、花回廊ゴルフコース及び阿部池の区域は除く。

(事 務 所)

第3条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目 的)

第4条 本会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行なうことを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広報誌・各種団体の会誌の回覧、配布などによる区域内の住民相互の連絡に関する事項
- (2) 各種公共福祉の募金運動に関する事項
- (3) 公民館の管理運営に関する事項
- (4) 公園の愛護に関する事項
- (5) 防犯灯の設置・管理、夜警、防火設備の確保など区域内の防火防犯に関する事項
- (6) 美化・清掃など環境の整備、蚊・はえの駆除対策、資源化物回収、ゴミ置場の管理など区域内の環境衛生に関する事項
- (7) 各種レクリエーション、諸行事、老人会の活動助成、地域の文化活動の推進に関する事項
- (8) 地域の体育保健、諸行事の推進援助に関する事項
- (9) 交通安全対策に関する事項

(10) 児童・生徒の健全育成に関する事項

(11) 敬老会など高齢者福祉活動と区域内の住民の栄養改善に関する事項

(12) 前各号のほか本会の目的達成に必要な事項

(組 織)

第6条 前条の事業を行うため、次の事業部を設ける。

(1) 総 務 部

(2) 防 火 防 犯 部

(3) 環 境 衛 生 部

(4) 文 化 部

(5) 体 育 部

(6) 交 通 安 全 部

(7) 青 年 部

(8) 青 少 年 育 成 部

(9) 婦 人 部

2 区域を7ブロックに区分し、各ブロックに班を設ける。

第2章 会 員

(会 員)

第7条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(入 会)

第9条 第2条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、所属班長に申し出て、所定の会員名簿に記入のうえ、班長、ブロック長を経て会長に届け出るものとする。

2 本会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

(退会等)

第10条 本会を退会しようとする場合は、所属班長にその旨を申し出て、班長、ブロック長を経て会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときには、退会したものとみなす。

(1) 第2条に定める区域に住所を有しなくなったとき。

(2) 本人より脱退届が会長に提出されたとき。

(3) 会費を1年以上滞納し、かつ催促に応じないとき。

3 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第11条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 会計 1名

(4) 監事 2名

(5) ブロック長 7名

(6) 部長 各部 1名

(7) 副部長 若干名

(8) 班長 各班 1名

(9) 委員 各事業部 若干名

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において、会員の中から選任し、その方法は、役員会の議決により別に定める。

2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又会長が欠けたときは、会長があらかじ

め指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行なう。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 役員の仕事の執行状況を監査すること。
 - (3) 監査の結果、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- 5 ブロック長は、本会の会務を企画立案し、その推進に当たる。
- 6 部長は、担当に応じて各部の事業を企画立案し、その執行に当たる。
- 7 副部長は、部長を補佐し、事業の執行に当たる。
- 8 班長は、本会の運営に参加し、会務の執行に当たる。

(顧問)

- 第14条 本会は顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、役員会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本会の諮問に応じ、会務の遂行を援助する。

(役員任期)

- 第15条 班長及び委員以外の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。但し、ブロック長は、再任はないものとする。
- 2 班長任期は、1年とし、再任はないものとする。
 - 3 委員任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。
 - 4 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。この場合、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第16条 役員が規約に反する行為を行なったとき、あるいは社会的に著しく本会の体面を汚す行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第4章 総 会

（総会の種別）

第17条 本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

（総会の構成）

第18条 総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第19条 総会は、次の事項を議決する。

- （1）事業計画及び収支予算に関すること。
- （2）事業報告及び収支決算に関すること。
- （3）規約の制定改廃に関すること。
- （4）役員を選任及び解任に関すること。
- （5）その他本会の運営に係わる重要事項に関すること。

（総会の開催）

第20条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- （1）会長が必要と認めるとき。
- （2）全会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

（総会の招集）

第21条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第24条 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決権)

第25条 会員は、総会において、各々1個の議決権を有する。

(総会の書面表決等)

第26条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第23条、第24条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時、場所

(2) 会員の現在数、出席者数(書面表決者、表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項、議決事項

(4) 議事の経過概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人の2名以上の署名押印をしなければならない。

第5章 各種会議

(各種会議の種類)

第28条 本会の各種会議は、役員会、ブロック長会、事業部会とする。

(各種会議の構成)

第29条 役員会は、監事を除く役員で構成する。

- 2 ブロック長会は、会長、副会長、会計、総務（部長、副部長）、ブロック長、班長で構成する。
- 3 事業部会は、各事業部の部長、副部長、委員をもって構成する。

(役員会の権能)

第30条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(各種会議の招集等)

第31条 役員会又はブロック長会は、会長が必要と認めるとき招集する。事業部会は、必要に応じて部長が招集する。

- 2 会長は、役員²分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 会長が役員会又はブロック長会を招集する時は、役員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を以て、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(各種会議の議長)

第32条 役員会又はブロック長会の議長は、会長がこれにあたる。事業部会の議長は、部長がこれにあたる。

(各種会議の定足数等)

第33条 各種会議の定足数等は、第23条、第24条、第26条、第27条の規定を準用する。

(協力組織)

第34条 本会は、地域における諸組織、各種委員等との協力を通じて、第4条に定める目的の実現に努めるものとする。

(連合組織)

第35条 本会は、この会の区域を越える広域的問題に対処するため、南輝学区連合町内会、南輝学区各種団体等の運営組織に参加し、連絡調整を行なうものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別表に掲げる財産目録記載の資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業活動に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

(資産の処分)

第38条 第36条第1号に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。但し、止むを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 本会の事業計画及び予算は、会長が事業計画書及び収支予算書として作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

- 2 会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業計画及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録として作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(監査報告)

第42条 監事は、本会の会計及び資産の状況を監査した結果について、総会において報告しなければならない。

(会計年度)

第43条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第44条 この規約は、第24条の規定にかかわらず、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、岡山市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第45条 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第46条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、本会与類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第47条 本会の事務所には、次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかねばならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記等に関する書類
- (4) 総会の議案書及び議事録
- (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

2 第1項第1号及び第3号並びに第6号に掲げる帳簿及び書類は、永久保存とし、それ以外は、保存期限を5年とする。

(細 則)

第48条 役員会は、この規約を実施するにあたって、必要がある場合には、細則を定めることができる。細則を制定したときは、総会に報告し、承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規約は、平成14年5月22日から施行する。
- 2 旧築港緑町町内会規約は、廃止する。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第43条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成15年3月31日までとする。
- 4 この規約の施行期日における役員は、第15条第1項の規定にかかわらず、その任期は、平成15年3月31日までとする。
- 5 その他この規約の適用に伴う必要な経過措置については、設立総会の議決を経て別に定める。
- 6 この規約は、平成19年5月6日から施行する。
- 7 この規約は、平成24年5月23日から施行する。
- 8 この規約は、令和2年6月15日から施行する。

築港緑町町内会規約細則

（賛助会員）

第1条 築港緑町町内会規約第7条に該当しない個人又は企業にあっては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

（役員を選出等）

第2条 築港緑町町内会規約第12条第1項の選任にともなう選出は、次により行なう。

（1）会長、会計及び監事は、役員選考委員会の推薦により、総会において選出する

（2）副会長は、役員選考委員会で、一丁目、二丁目、三丁目からそれぞれ1名を推薦し、総会において選出する

（3）ブロック長は、各ブロックにおいて、前年度及び新年度の班長の互選により選出し、総会の承認を得る

（4）ブロック長は、班長を兼ねることはできない

（5）部長及び副部長は、役員選考委員会の推薦により、会長が委嘱し、総会の承認を得る

（6）班長は、各班において、会員の互選により選出し、総会に報告する

2 役員選考委員会は、役員の任期満了前に、会長が設置するものとし、その構成員は、会長、副会長、ブロック長、総務部長とする。

（入会金及び会費の納入）

第3条 本会に入会しようとする者は、1世帯当たり200円の入会金を納入しなければならない。

2 会員は、1世帯当たり月額250円の会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、年額3,000円の賛助会費を納入しなければならない。

（入会金及び会費の返還）

第4条 退会した会員が既に納入した入会金は、返還しないものとする。

2 退会した会員が前納した会費は、毎月15日以上は1箇月とし、月割りで返還するものとする。

3 退会した賛助会員が既に納入した賛助会費は、返還しないものとする。

(未成年の会員の議決権)

第5条 総会における未成年の会員の議決権は、その親権者が行使しなければならない。

- 2 書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任するときも前項と同様とする。

(公民館の管理運営)

第6条 公民館の管理運営に関する規則は、役員会の議決を経て別に定め、総会の承認を得なければならない。

(慶 弔)

第7条 会員及び区域内に住所を有する会員の家族が死亡したときは、世帯主に弔慰金として5千円をおくる。

付 則

- 1 この細則は、平成14年5月22日から施行する。
- 2 この細則の施行期日における会員の入会金は、経過措置として、既に納入されているものとみなす。
- 3 この細則は、平成24年5月23日から施行する。